令和5年9月25日 文教委員会資料 学 務 課

第68号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例

1 改正理由

令和7年3月31日をもって品川区立伊藤幼稚園を閉園するため。

2 改正内容および施行期日

区立幼稚園の名称および位置を規定する別表第1において、伊藤幼稚園の名称および位置を削除する。このほか規定整備を行う。

施行期日は令和7年4月1日とする。

3 新旧対照表

|別紙1||「品川区立幼稚園条例新旧対照表」のとおり

4 その他

品川区立幼稚園条例の一部改正に伴い、次の2規則の改正を行う。

- (1) 品川区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
 - ① 改正内容および施行期日
 - ②区立幼稚園の園名および定員を規定する別表において、伊藤幼稚園の4歳児の定員を0人とする。また、⑥同表の伊藤幼稚園の園名および定員を削除する。
 - ②の施行期日は令和6年4月1日、⑤の施行期日は令和7年4月1日とする。
 - ② 新旧対照表

別紙2 「品川区立幼稚園条例施行規則新旧対照表」のとおり

- (2) 品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則
 - ① 改正内容および施行期日

預かり保育を実施する区立幼稚園および利用時間を規定する別表において、伊藤幼稚園の園名および利用時間を削除する。

施行期日は令和7年4月1日とする。

② 新旧対照表

別紙3 「品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則新旧対照表」のとおり

品川区立幼稚園条例 新旧対照表

改正後	改正前
○品川区立幼稚園条例	○品川区立幼稚園条例
昭和41年12月15日条例第31号	昭和41年12月15日条例第31号

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める幼稚園を別表第第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める幼稚園を別表第 1のとおり設置する。

(入園資格)

第2条 区立幼稚園に入園することができる者は、子ども・子育て支援法(平常2条 区立幼稚園に入園することができる者は、子ども・子育て支援法(平 いう。)が別に定めるものとする。

付 則(令和 年 月 日条例第 号) この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第1条関係)

214 ± (214 ± 214)24 b.t.)			
名称	位置		
品川区立城南幼稚園	東京都品川区南品川二丁目8番21号(城南小学校内)		
品川区立平塚幼稚園	東京都品川区荏原四丁目5番22号		
品川区立浜川幼稚園	東京都品川区南大井四丁目3番14号(浜川小学校内)		
品川区立御殿山幼稚園	東京都品川区北品川五丁目3番1号		
(削除)	(削除)_		
品川区立第一日野幼稚園	東京都品川区西五反田六丁目5番6号		
品川区立台場幼稚園	東京都品川区東品川一丁目8番30号(台場小学校内)		
品川区立二葉幼稚園	東京都品川区二葉一丁目3番40号		
品川区立八潮わかばが離園	東京都品川区八潮五丁目6番32号		

(設置)

1のとおり設置する。

(入園資格)

成24年法律第65号)第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもとして認定 成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1号に掲げる小学校就 を受けた区内に住所を有する満4歳から小学校就学の始期に達するまでの 学前子どもとして認定を受けた区内に住所を有する満4歳から小学校就学 | 児童(以下「幼児」という。)で、品川区教育委員会(以下「委員会」と | の始期に達するまでの児童(以下「幼児」という。)で、品川区教育委員| 会(以下「委員会」という。)が別に定めるものとする。

別表第1(第1条関係)

名称	位置	
品川区立城南幼稚園	東京都品川区南品川二丁目8番21号(城南小学校内)	
品川区立平塚幼稚園	東京都品川区荏原四丁目5番22号	
品川区立浜川幼稚園	東京都品川区南大井四丁目3番14号(浜川小学校内)	
品川区立御殿山幼稚園	東京都品川区北品川五丁目3番1号	
品川区立伊藤幼稚園	東京都品川区西大井五丁目22番8号(伊藤小学校内)	
	東京都品川区西五反田六丁目5番6号	
品川区立台場幼稚園	東京都品川区東品川一丁目8番30号(台場小学校内)	
品川区立二葉幼稚園	東京都品川区二葉一丁目3番40号	
品川区工八割わかれずが電園	東京都品川区八潮五丁目6番32号	

昭和42年1月26日教育委員会規則第2号

品川区立幼稚園条例施行規則 新旧対照表

【第1条による改正】

 改正後
 改正前

 〇品川区立幼稚園条例施行規則
 〇品川区立幼稚園条例施行規則

昭和42年1月26日教育委員会規則第2号

(定員)

第2条 幼稚園の定員は、別表のとおりとする。

付 則(令和 年 月 日教規則第 号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

園名	定員	
	4歳児	5 歳児
城南幼稚園	30人	32人
平塚幼稚園	30人	32人
浜川幼稚園	30人	32人
御殿山幼稚園	30人	32人
伊藤幼稚園	0人	32人
第一日野幼稚園	30人	32人
台場幼稚園	33人	34人
二葉幼稚園	60人	64人
八潮わかば幼稚園	30人	32人

(定員)

第2条 幼稚園の定員は、別表のとおりとする。

別表 (第2条関係)

園名	定	定員	
	4 歳児	5歳児	
城南幼稚園	30人	32人	
平塚幼稚園	30人	32人	
浜川幼稚園	30人	32人	
御殿山幼稚園	30人	32人	
伊藤幼稚園	30人	32人	
第一日野幼稚園	30人	32人	
台場幼稚園	33人	34人	
二葉幼稚園	60人	64人	
八潮わかば幼稚園	30人	32人	

品川区立幼稚園条例施行規則 新旧対照表

【第2条による改正】

 改正後
 改正前

 ○品川区立幼稚園条例施行規則
 ○品川区立幼稚園条例施行規則

昭和42年1月26日教育委員会規則第2号

昭和42年1月26日教育委員会規則第2号

(定員)

第2条 幼稚園の定員は、別表のとおりとする。

付 則(令和 年 月 日教規則第 号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

園名	定員	
	4歳児	5 歳児
城南幼稚園	30人	32人
平塚幼稚園	30人	32人
浜川幼稚園	30人	32人
御殿山幼稚園	30人	32人
(削除)	(削除)	(削除)
第一日野幼稚園	30人	32人
台場幼稚園	33人	34人
二葉幼稚園	60人	64人
八潮わかば幼稚園	30人	32人

(定員)

第2条 幼稚園の定員は、別表のとおりとする。

別表 (第2条関係)

園名	定	定員	
	4 歳児	5歳児	
城南幼稚園	30人	32人	
平塚幼稚園	30人	32人	
浜川幼稚園	30人	32人	
御殿山幼稚園	30人	32人	
伊藤幼稚園	0人	32人	
第一日野幼稚園	30人	32人	
台場幼稚園	33人	34人	
二葉幼稚園	60人	64人	
八潮わかば幼稚園	30人	32人	

品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則 新旧対照表

改正後	
○品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則	
平成14年7月31日教育委員会規則第15号	

(預かり保育の対象幼児)

- 第2条 預かり保育の対象幼児は、幼稚園に在園する幼児とする。
- は、別表のとおりとする。
- (省略)

付 則(令和 年 月 日教規則第 号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

預かり保育の種類	実施園	利用時間
就労支援型預かり保育	御殿山幼稚園	午前7時30分から午後
	二葉幼稚園	7時30分まで
	平塚幼稚園	午前7時30分から午後
	浜川幼稚園	6 時30分まで
	第一日野幼稚園	
	台場幼稚園	
	八潮わかば幼稚園	
	城南幼稚園	午前9時から午後5時
	(削除)	まで
子育て支援型預かり保	台場幼稚園	教育時間の終了時から
育		午後4時30分まで

時間の定められた日にあっては、当該教育時間を除く。

○品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則

平成14年7月31日教育委員会規則第15号

(預かり保育の対象幼児)

- 第2条 預かり保育の対象幼児は、幼稚園に在園する幼児とする。
- | 2 条例第5条第2項で定める預かり保育を実施する幼稚園および利用時間| 2 条例第5条第2項で定める預かり保育を実施する幼稚園および利用時間 は、別表のとおりとする。

改正前

3 (省略)

別表 (第2条関係)

	1
実施園	利用時間
御殿山幼稚園	午前7時30分から午後
二葉幼稚園	7時30分まで
平塚幼稚園	午前7時30分から午後
浜川幼稚園	6時30分まで
第一日野幼稚園	
台場幼稚園	
八潮わかば幼稚園	
城南幼稚園	午前9時から午後5時
伊藤幼稚園	まで
台場幼稚園	教育時間の終了時から
	午後4時30分まで
	御殿山幼稚園 二葉幼稚園 平塚幼稚園 浜川幼稚園 第一日野幼稚園 台場幼稚園 八潮わかば幼稚園 城南幼稚園

備考 就労支援型預かり保育の利用時間については、教育課程に係る教育 備考 就労支援型預かり保育の利用時間については、教育課程に係る教育 時間の定められた日にあっては、当該教育時間を除く。